

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉に関する意見（その1）

2013年（平成25年）7月17日

日本弁護士連合会

日本が環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉に参加する場合には、以下に記載した事項に関し、必要な措置が講じられるべきである。

1 協定交渉分野「越境サービス」について

（1）意見の趣旨

弁護士の独立を中心とし、弁護士自治に基づく現行の弁護士制度（強制加入制度をはじめ、弁護士資格要件を充足する為の司法試験制度及び司法修習制度等含む）については、ＴＰＰ協定交渉の対象にはならないものと認識しており、堅持されることが当然の前提となる。

越境サービスの分野については、現行の外国法事務弁護士制度について、同様の制度を堅持することも当然の前提である。そのうえで、検討されているＴＰＰ協定の条項にもよるが、例えば、ネガティブ・リスト方式を採用している日本とペルーにおける経済連携協定（ＥＰＡ）の附属書において、記載がなされている事項と同様の事項（業務上の拠点の設置義務・資格承認要件・在留義務等）を、ＴＰＰ協定交渉におけるネガティブ・リストに掲げることが必要であると考えられる。

（2）具体的な要望

具体的には、上記に関連し、ネガティブ・リストに掲げるべき主な内容は以下のとおりである。

法律サービスの提供者と業務上の拠点の設置義務について

法律サービスの提供者である弁護士・弁護士法人及び外国法事務弁護士は、弁護士会及び当連合会に登録のうえ、所定の名称を付した業務上の拠点を有することが求められており、拠点である前記事務所の所在地と名称を所属弁護士会及び当連合会に届け出なければならない。かかる業務上の拠点の設置義務と届出は、弁護士会及び当連合会による弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督のために不可欠である。

外国法事務弁護士に関する資格承認要件について

法務省における外国法事務弁護士に関する資格の承認にあたり、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」とい

う。)に規定される資格承認の要件を引き続き維持する必要がある。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

外国法事務弁護士としての当連合会への登録と180日以上の在留義務について

現行の外弁法において、外国法事務弁護士として当連合会に登録したうえで、1年間に180日以上日本国内に在留する義務を課しており、引き続き維持すべきである。

日本国内における外国法事務弁護士による法的サービスの質を維持し、依頼者を保護するために、必要な要件である。

その他、交渉に参加した場合に判明した他の交渉参加国のネガティブ・リストに関連し、上記意見の趣旨に即して必要な事項

以上